

日本禁煙科学会分科会規程

（目的）

第1条 本規程は、日本禁煙科学会（以下本会と略する）会則第37条に定められた分科会について定める。

（分科会の設置）

第2条 分科会は本会の理念に則り、禁煙の推進と普及に資する活動をすることを目的とする。

2 分科会は、理事会の承認を得て理事長が設置する。

（分科会の名称及びリーダー）

第3条 分科会の名称及びリーダーは、理事会の承認を得て理事長が決定・委嘱する。

2 リーダーの任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 リーダー交代により委嘱された新たなリーダーの任期は、前任者の残任期間とする。

4 リーダーは任期が満了した場合においても、新たにリーダーが委嘱されるまでは、前項に関わらず、引き続きその職務を行う。

5 リーダーは、理事長が指定する期日までに、活動報告の責務を負う

（活動資金）

第4条 分科会活動に必要な活動資金は、リーダーの申請により本会から支出することができる。

2 活動資金の提供を受けた分科会リーダーは会計報告の責務を負う。

会計報告は毎年3月末日を提出期限とする。

3 活動資金の会計報告がなされない場合、あるいは不適切な使用と判断される場合は、以後の活動資金の提供は受けられない。

（リーダーの解任）

第5条 次の各号の一に該当するときは、理事長は理事会の承認を得てリーダーを解任することができる。

1 リーダーから解任の申し出があったとき

2 心身の故障のため、職務に堪えられないと認められたとき

3 リーダーの責務を果たしていないと認められたとき

4 リーダーたるにふさわしくない行為、または本会の目的に反する行為のあったとき

（分科会の解散）

第6条 次の各号の一に該当するときは、理事長は理事会の承認を得て分科会を解散することができる。

1 リーダーからの解散の申し出があったとき

2 第2条に定められた分科会の設置目的にふさわしくない活動があったとき

3 第3条に定められた活動報告が提出されないとき

4 その他理事長が解散が適切であると認めたとき

（決定）

第7条 理事会の決定事項を除き、分科会についての決定事項は理事長の決定をもっておこなう。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 この規程は、平成 30年 10月 29日から施行する。